

○ 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第3 資金の内容等</p> <p>本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 償還期限（据置期間） 償還期限25年以内（うち、据置期間10年以内）</p> <p>ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内（うち、据置期間13年以内）とする（<u>令和6年3月31日</u>までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。</p> <p>6 （略）</p>	<p>第3 資金の内容等</p> <p>本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 償還期限（据置期間） 償還期限25年以内（うち、据置期間10年以内）</p> <p>ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内（うち、据置期間13年以内）とする（<u>令和5年3月31日</u>までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。</p> <p>6 （略）</p>

附 則 （令和5年3月31日4経営第3160号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。